

第243期定時株主総会招集ご通知に際しての インター ネット 開 示 事 項

【事業報告】

1. 当行の新株予約権等に関する事項
2. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
3. 業務の適正を確保する体制
4. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
5. 特定完全子会社に関する事項
6. 親会社等との間の取引に関する事項
7. 会計参与に関する事項
8. その他

【計算書類等】

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

株式会社十八銀行

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

2. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

3. 業務の適正を確保する体制

(1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令等遵守の基本方針、法令等の遵守規準、組織体制等を「コンプライアンス・マニュアル」において定めるとともに、法令等遵守を徹底するための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、進捗状況等を定期的にフォローアップすることとしております。
- ② 法令等遵守の統括管理を行う部署として経営管理部にコンプライアンス統括室を設置し、法令等遵守に関する重要な事項については、コンプライアンス会議において協議・決定することとしております。
- ③ 不正行為等の未然防止および早期発見・是正を目的に、内部通報体制を整備しております。
- ④ 監査部は、法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し、その結果について取締役会等に報告することとしております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 各種議事録、決裁文書等、職務の執行・意思決定に係る重要情報は、文書管理に関する規定に従い文書で保存し管理しております。
- ② 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「リスク管理の基本方針」を定めるほか、「統合的リスク管理規定」および関連規定等を整備し、管理体制、管理手続等を定め、適切なリスク管理を行っております。
- ② リスク管理の統括管理を行う部署として経営管理部を設置し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理会議において協議・決定することとしております。
- ③ 災害やシステム障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「業務継続計画 (BCP)」を定め、危機管理体制を整備しております。
- ④ 監査部はリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果について取締役会等に報告することとしております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会より委任された職務の執行については、執行役規程、組織規程および職務権限表に基づき職務の分掌および権限の委譲を行い、定められた意思決定ルールに則り効率的な職務の執行が行われる体制を整備しております。
- ② 迅速かつ適正な職務の執行を目的に、重要な業務の執行等を協議・決定するため経営会議を設置するほか、必要に応じ各種会議体を組成し、付議・報告基準を明確に定めております。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関連会社の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、「関連会社運営規程」を定め、関連会社は一定の事項について当行に協議・報告する体制としております。
また、当行の法令等遵守およびリスク管理態勢に準じ、関連会社各社の業務の特性等を踏まえた実効性のある態勢を整備しております。
- ② 関連会社運営の統括管理を行う部署として総合企画部に関連会社統括室を設置し、経営計画の策定指導を行うほか、業務執行状況、各種リスク管理の状況についてモニタリング等を行っております。

- ③ 監査部は、関連会社の内部管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果について当行取締役会等に報告することとしております。
- ④ 関連会社においても、当行に準じた内部通報制度を整備しております。
- ⑤ 当行および関連会社は、会計基準その他財務報告に関する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するため内部統制体制を整備しております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する機関として監査委員会室を設置し、必要な人員を配置しております。
- ② 当該使用人は、監査委員会の職務の補助を行うのに必要な知識・能力を有する者としております。

(7) 前号の使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 前号の使用人は、経営執行部門との兼任を禁止し、監査委員会の指揮命令により職務を行っております。
- ② 人事考課・異動等は監査委員会の同意を得ることとしております。

(8) 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ① 不正行為等の事実または当行および関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、当行および関連会社の役職員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告しております。
なお、上記報告をした者に対し、当該報告をしたことの理由に人事その他あらゆる面において不利益な取扱いを行わない方針とし、通報者の保護を図っております。
- ② 当行および関連会社の役職員は、監査委員が職務執行上必要とする調査・報告を求めた場合は、速やかに対応しております。
- ③ 監査委員は、経営会議等重要な会議に出席することができます。

- ④ 監査委員は、各種議事録、決裁文書等、職務の執行・意思決定に係る文書等を閲覧できることとしております。

(9) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表執行役頭取は、監査委員会と定期的に意見交換会を実施し、監査委員会より監査環境の整備等について要請があれば誠実に協議を行っております。
- ② 監査部は、監査委員会が効率的かつ効果的な監査業務が行えるように連携を図っております。
- ③ 監査委員会は職務執行上必要な場合には、弁護士・公認会計士その他の専門家を活用し、監査業務の実効性を確保するとともに、当行はその費用を速やかに支払うこととしております。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力との取引排除に関する規定」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署として経営管理部コンプライアンス統括室を設置し、行内関係部門および外部専門機関との連携・協力体制を整備しております。

4. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス会議を計17回開催し、法令等遵守に関する重要な事項を協議・決定するとともに、コンプライアンス・プログラムの進捗を含む法令等遵守の状況を把握し問題点の抽出と改善を図りました。また、不正行為等の未然防止および早期発見・是正を目的として内部通報体制を整備するなど、コンプライアンスの向上に努めています。

(2) リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理会議を計12回開催し、リスク管理に関する重要な事項を協議・決定するとともに、リスク管理状況を把握し問題点の抽出と改善を図りました。

(3) 執行役の職務執行の効率性向上に関する取組みの状況

経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会から委任された業務執行等について協議・決定を行いました。

また、執行役規程、組織規程および職務権限表に基づき職務の分掌および権限の委譲を行い、定められた意思決定ルールに則り効率的な職務の執行を行っています。

(4) 内部監査に関する運用状況

内部監査部門である監査部は、内部監査計画に基づき、本部・営業店および関連会社の内部管理態勢（法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢、リスク管理態勢を含む）の適切性、有効性を監査し、その監査結果を取締役会等に報告いたしました。

(5) グループ管理に関する運用状況

関連会社は、関連会社運営の統括管理を行う総合企画部の関連会社統括室に一定の事項について適切に協議・報告を行っています。また、関連会社統括室は関連会社の業務執行の状況、各種リスク管理の状況および法令等遵守の状況について、定例的なモニタリング等を通じて適切に管理し、グループの業務の適正を確保することに努めました。

(6) 監査委員会の監査の実効性向上に関する取組みの状況

監査委員会を計15回開催し、監査に関する重要な事項について報告、協議、決議を行いました。

監査委員は、経営会議等重要な会議への出席、業務執行に関する重要な文書の閲覧、本部部長へのヒアリング、営業店往査、代表執行役および会計監査人との定期的な意見交換、監査部との連携などを通じて、効率的かつ効果的な監査を行っております。

5. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

7. 会計参与に関する事項

該当ありません。

8. その他

該当ありません。

第243期（平成29年4月1日から）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	24,404	19,914	—	19,914	
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	
当期純利益	—	—	—	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	
自己株式の処分	—	—	0	0	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	0	0	
当期末残高	24,404	19,914	0	19,914	

(単位：百万円)

利益準備金	株主資本							
	利益剰余金						自己株式合計	株主資本合計
	別途積立金	固定資産圧縮積立金	土地特別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,531	50,000	154	105	25,857	83,649	△694	127,273
当期変動額								
剩余金の配当	—	—	—	—	△1,370	△1,370	—	△1,370
当期純利益	—	—	—	—	5,120	5,120	—	5,120
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	68	68	—	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	3,818	3,818	△3	3,814
当期末残高	7,531	50,000	154	105	29,675	87,467	△698	131,088

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,004	△888	10,739	27,856	155,129
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,370
当期純利益	—	—	—	—	5,120
自己株式の取得	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△116	△37	△68	△222	△222
当期変動額合計	△116	△37	△68	△222	3,592
当期末残高	17,887	△925	10,670	27,633	158,721

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19～50年

そ の 他 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上して

おります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,791百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要と認められる額を計上しております。なお、退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 1,135百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に4,979百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は120百万円、延滞債権額は29,554百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,363百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,039百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,548百万円であります。

8. ローン・パートナーシップで、「ローン・パートナーシップの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、21,366百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	172,096百万円
------	------------

担保資産に対応する債務	
-------------	--

預金	6,418百万円
----	----------

債券貸借取引受入担保金	118,048百万円
-------------	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券2,097百万円及び現金（その他資産）20,386百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金516百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、446,735百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが439,420百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）
第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,587百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 34,959百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,273百万円
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,899百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 11,817百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 9,859百万円
17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金及び資本準備金の計上はありません。

（損益計算書関係）

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	68百万円
役務取引等に係る収益総額	78百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	640百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,391百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,367	11	0	2,379	(注)
合計	2,367	11	0	2,379	

(注) 变動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 11千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	68,334	80,486	12,151
	地方債	—	—	—
	社債	12,623	13,203	579
	その他	—	—	—
	小計	80,958	93,689	12,730
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		80,958	93,689	12,730

3. 子会社及び子法人等株式（平成30年3月31日現在）

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社及び子法人等株式	1,135

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,933	13,095	10,837
	債券	511,302	500,354	10,947
	国債	312,587	305,189	7,397
	地方債	87,885	86,065	1,820
	社債	110,829	109,100	1,729
	その他	104,048	96,925	7,122
	外国債券	65,016	63,971	1,044
	その他	39,031	32,954	6,077
	小計	639,283	610,376	28,907
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,049	5,948	△898
	債券	79,881	80,025	△144
	国債	1,056	1,060	△4
	地方債	7,220	7,261	△40
	社債	71,604	71,703	△99
	その他	121,342	123,717	△2,375
	外国債券	96,852	98,398	△1,546
	その他	24,490	25,319	△829
	小計	206,273	209,692	△3,418
合 計		845,557	820,069	25,488

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,810
その他	1,540
合計	3,351

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	—
債券	276,978	658	98
国債	253,206	582	98
地方債	1,600	—	—
社債	22,171	75	—
その他	136,999	1,187	616
外国債券	122,338	734	452
その他	14,660	453	164
合計	413,977	1,846	715

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）については、①時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	12,156	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,763百万円
退職給付引当金	1,388百万円
減価償却	400百万円
株式有税償却	958百万円
繰延ヘッジの時価会計に係るもの	405百万円
その他	898百万円
繰延税金資産小計	9,815百万円
評価性引当額	△ 3,975百万円
繰延税金資産合計	5,839百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 64百万円
その他有価証券評価差額金	△ 7,810百万円
繰延税金負債合計	△ 7,875百万円
繰延税金資産の純額	△ 2,035百万円

(関連当事者との取引)

子会社及び子法人等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子法人等	長崎保証サービス株式会社	所有 直接 5.00 間接 40.17	貸出金の被保証(注1) 役員の兼任	当行の住宅ローン債権等に対する被保証(注2)	307,014 (注3)	—	—

- (注) 1. 当行は、長崎保証サービス株式会社より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。
 2. 保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスクを勘案し、決定しております。
 3. 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	926円37銭
1 株当たりの当期純利益金額	29円88銭

第243期（平成29年4月1日から）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	24,404	19,907	84,685	△694	128,303
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,370	—	△1,370
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,189	—	5,189
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	0	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	68	—	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	3,887	△3	3,883
当期末残高	24,404	19,907	88,573	△698	132,187

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 値 差 額 金	縹 延 ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 计		
当期首残高	18,004	△888	10,719	△2,281	25,553	6,692	160,550
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,370
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,189
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△116	△37	△68	719	496	585	1,082
当期変動額合計	△116	△37	△68	719	496	585	4,966
当期末残高	17,888	△925	10,650	△1,562	26,050	7,278	165,516

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

- ・十八総合リース(株)
- ・十八ビジネスサービス(株)
- ・長崎保証サービス(株)
- ・(株)十八カード
- ・十八ソフトウェア(株)
- ・(株)長崎経済研究所

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19～50年

そ の 他 3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,791百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期基準によっております。なお、退職給付信託を設定しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(12) リース取引の処理方法

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)

第81項に基づき、平成20年3月末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は0百万円多く計上されております。

(13) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に4,979百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は313百万円、延滞債権額は30,086百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,363百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,764百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形及び買入外國為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,548百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、21,366百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	172,096百万円
リース投資資産	2,746百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,418百万円
債券貸借取引受入担保金	118,048百万円
借用金	1,962百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券2,097百万円及び現金（その他資産）20,386百万円差し入れております。

また、その他資産には、保証金516百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、472,102百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが464,787百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行及び一部子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）
第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,640百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 35,677百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,273百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,899百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益555百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却216百万円、株式等売却損154百万円及び株式等償却14百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	173,717	—	—	173,717	
合 計	173,717	—	—	173,717	
自己株式					
普通株式	2,367	11	0	2,379	(注)
合 計	2,367	11	0	2,379	

(注) 変動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 11千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 0千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	856百万円	5円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	514百万円	3円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月8日
合 計		1,370百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	771百万円	利益剰余金	4円50銭	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務及び貸出金業務、有価証券投資業務等の金融サービス事業を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な状況が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び市場性のある国債等の債券や株式等の有価証券であります。従って、貸出金については、債務不履行によって生じる信用リスク及び市場金利の変動に伴い資産価値又は資金利益の減少が発生する可能性のある金利変動リスクを内包しております。また、有価証券については、市場金利や有価証券価格の変動に伴い資産価値又は資金利益の減少が発生する可能性のある金利変動リスク及び価格変動リスクのほか、発行体の信用リスクを内包しております。

なお、固定金利貸出金の一部、外貨建債券の一部及び定期預金の一部については、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。外貨建債券については、為替変動リスクを内包しておりますが、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。また、これらの固定金利貸出金、外貨建債券及び定期預金をヘッジ対象とし、金利スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規定に基づき、信用供与について、与信審査、与信限度額管理、信用格付、保証や担保の設定等、与信管理に関する体制を整備し運営を行っております。これらの与信管理は、主に営業店及び審査部において行われ、また、定期的に経営陣による審議会や信用リスク管理部会を開催し、審議・報告を行っております。

なお、与信管理の状況については、監査部によるチェックが行われております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALM経営会議規程及びリスク管理に関する諸規定に基づき、ALM経営会議及びリスク管理会議において金利リスクの管理を行っており、固定金利資産・負債のヘッジ方針決定、金利ストレステストの実施、金利リスク量の計測・分析及び報告を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、市場リスクに関する諸規定に基づき為替リスクの管理を行っております。当行グループが保有する外貨建取引による資産及び負債については、為替レートの変動の影響を受けますが、外国為替持ち高は売持・買持均衡を基本に調整を行っており、収益への影響は限定的なものとなっております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、市場リスクに関する諸規定に基づき価格変動リスクの管理を行っております。有価証券運用については、ALM経営会議において半期ごとに決定する有価証券の投資計画及び運営方針に基づき実施しております。実際の運用

においては、事前審査、継続的なモニタリング、また取引種類ごとに運用限度額・保有基準を設定する等の方法を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、ヘッジ及びアウトライト等の目的で実施しておりますが、取引の執行、ヘッジの有効性検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立したうえで、リスク管理に関する諸規定に基づき管理を行っております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、市場性のある債券や株式等の「有価証券」及び金利スワップ取引等の「デリバティブ取引」であります。

当行ではこれら金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により計測しており、リスク管理会議及びALM経営会議において、リスクティック・リスクヘッジ方針の判断指標の一つとするなど、金利リスク及び価格変動リスクに係る定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたっては、分散・共分散法（保有期間125営業日（売買目的有価証券20営業日）、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用の上、リスクカテゴリー間の相関を一部考慮し算出しております。

平成30年3月31日現在における当行全体の市場リスク量は、全体で22,948百万円（うち金利リスク量5,506百万円、うち株式リスク量15,827百万円）であります。

なお、計測されたVaRの値については、バックテストによる検証を定期的に実施しております。バックテスティングの結果、使用するリスク計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、リスクを捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2) 参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	282,339	282,339	—
(2) 有価証券	926,524	939,255	12,730
満期保有目的の債券	80,958	93,689	12,730
その他有価証券	845,566	845,566	—
(3) 貸出金	1,659,911		
貸倒引当金 (※ 1)	△17,164		
	1,642,747	1,662,868	20,120
(4) リース債権及びリース投資資産	14,269		
貸倒引当金 (※ 1)	△23		
	14,246	13,411	△835
資産計	2,865,858	2,897,874	32,015
(1) 預金	2,552,205	2,552,315	△110
(2) 譲渡性預金	69,669	69,669	—
(3) コールマネー及び売渡手形	11,261	11,261	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	118,048	118,048	—
(5) 借用金	12,066	12,055	11
負債計	2,763,251	2,763,350	△98
デリバティブ取引 (※ 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	41	41	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(622)	(622)	—
デリバティブ取引計	(581)	(581)	—

(※ 1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を、それぞれ控除しております。

(※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を金利スワップのレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース料債権について種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額から維持管理費相当額を控除した額を、債務者区分ごとに同様の新規取引を行った場合に想定される運用利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してお

ります。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、金利スワップのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※1）（※2）	2,087
②組合出資金（※3）	1,540
合 計	3,627

（※1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 当連結会計年度において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。

（※3） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	242,460	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1,894	3,185	6,065	16,001	14,948	38,863
その他有価証券のうち満期があるもの	92,633	263,233	133,359	68,995	85,931	93,991
貸出金（※）	535,281	279,503	212,964	133,935	151,283	261,750
リース債権及びリース投資資産	4,573	6,327	2,941	375	51	—
合 計	876,842	552,249	355,332	219,307	252,215	394,605

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、返済予定期額が見込めない28,692百万円、期間の定めの無いもの56,500百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定期額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（※）	2,443,645	88,716	19,842	—	—	—
譲渡性預金	69,669	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	11,261	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	118,048	—	—	—	—	—
借用金	5,029	5,529	1,458	31	17	—
合 計	2,647,654	94,245	21,301	31	17	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	68,334	80,486	12,151
	地方債	—	—	—
	社債	12,623	13,203	579
	その他	—	—	—
	小計	80,958	93,689	12,730
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		80,958	93,689	12,730

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 るもの	株式	23,941	13,097	10,844
	債券	511,302	500,354	10,947
	国債	312,587	305,189	7,397
	地方債	87,885	86,065	1,820
	社債	110,829	109,100	1,729
	その他	104,048	96,925	7,122
	外国債券	65,016	63,971	1,044
	その他	39,031	32,954	6,077
	小計	639,292	610,377	28,914
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	5,049	5,948	△898
	債券	79,881	80,025	△144
	国債	1,056	1,060	△4
	地方債	7,220	7,261	△40
	社債	71,604	71,703	△99
	その他	121,342	123,717	△2,375
	外国債券	96,852	98,398	△1,546
	その他	24,490	25,319	△829
	小計	206,273	209,692	△3,418
合 計		845,566	820,070	25,495

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	—
債券	276,978	658	98
国債	253,206	582	98
地方債	1,600	—	—
社債	22,171	75	—
その他	136,999	1,187	616
外国債券	122,338	734	452
その他	14,660	453	164
合 計	413,977	1,846	715

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）については、①時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	12,156	—

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	923円54銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	30円28銭